



実証実験 令和8年7月1日～令和9年3月31日

朝霞市デマンド交通(タクシー補助)のご案内

ホームページや
電子申請は
こちらから



朝霞市に住民登録があり、
以下のいずれかに該当する方のタクシー料金の一部を補助します。



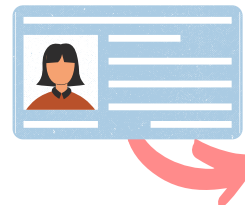
75歳以上の方



要支援・
要介護認定を
受けている方



妊産婦
(1歳未満のお子さんの
いる方を含む)



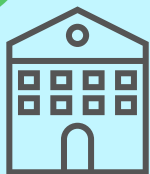
運転免許
自主返納者

まずは「利用登録」をお願いします！

登録は無料です！



申請方法



窓口



郵送



電子申請



注意



電話による登録はできません



登録は本人のみ。(代理での申請も可能です。委任状不要)
ご家族の方や付き添いの方の同乗は可能です。



おひとりでの乗降が難しい場合は介助者の同乗が必要です。
運転手への介助の依頼はできません。



上記の対象者で、福祉タクシー対象者も登録可能ですが、
福祉タクシー券との併用はできません。

デマンド交通利用の3ステップ



① 電話する

利用したいタクシー会社へ電話してください。

「朝霞市デマンド交通利用」と伝え、氏名・登録番号・出発地・目的地を伝えてください。

事前予約の受付時間は、事業者によって異なります。詳細は、[下記の利用可能なタクシー事業者をご覧ください](#)。
(※予約状況等によって、利用できない場合があります。予めご了承ください。)



② 乗車する

乗車時に必ず「利用登録者証」を提示してください。

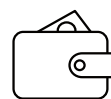
街中の空車タクシーや駅前タクシープールのタクシーは、デマンド交通として利用できません。デマンド交通として利用する場合は、必ず電話連絡してください。



③ 支払う

料金は降車時にお支払いください。

お支払い方法は、現金のほか、各種キャッシュレス決済に対応しています。



※詳細は各タクシー事業者にご確認ください。

利用料金・大切なルールと事業者一覧

利用料金・支払い

市の補助額	700円 タクシー料金合計の半額(予約料金、迎車料金、初乗り運賃、加算運賃等)
迎車料金	500円
予約料金	500円 予約利用時のみ

- ✓ 料金は距離や時間に応じて変動します。
- ✓ 障害者割引あり。
(割引率1割。迎車・予約料金は対象外です。)
- ✓ 現金のほか、キャッシュレス決済も可能。

大切なルール

- ✓ 利用は **月4回** まで

→【重要】1回乗車につき、1回とカウントします。

- ✓ 利用登録者証を忘れた場合、デマンド交通は利用できません。
- ✓ キャンセルする場合、速やかにタクシー事業者へ連絡してください。
- ✓ 発着のいずれかが、朝霞市内であること。

利用可能なタクシー事業者



←このマークが付いているタクシー事業者は、事前予約が可能です。
事前予約の受付時間は、タクシー事業者により異なります。



昭和交通(株):048-461-0314

※事前予約受付時間:利用希望日の前日10時から19時まで



朝霞交通(有):048-474-8501

※事前予約受付時間:利用希望日の前日10時から17時まで

大和タクシー(有):048-461-2222

(有)志木合同タクシー:048-471-0033

新座交通(株):048-424-5532



お問い合わせ:朝霞市役所 まちづくり推進課 (電話:048-463-1514)